



外務省

# 「日本海」は、国際的に確立した唯一の呼称です。このことは、外務省が行った世界各国の古地 図調査でも明らかです。



- 1)日本海の呼称が初めて使われたのは、17世紀初めのイタリア人宣教師マテオ・リッチによって作成された「坤輿万国全図」であると言われています。外務省の調査の結果、18世紀までの欧米の地図では、日本海のほか、「朝鮮海(Sea of Korea)」、「東洋海(Oriental Sea)」、「中国海(Sea of China)」等、様々な名称が使用されていましたが、19世紀初頭以降、日本海の名称が他を圧倒して使われるようになった事実が確認されていることから、日本海の呼称は、19世紀初頭までに欧米人によって確立されたと考えられます。
- 2) 韓国側も古地図調査を行っていますが、それは非常に信 憑性の低いものです。
  - イ) 同一の調査場所で日本の調査の方が韓国の調査より 網羅的

我が国がフランス国立博物館において古地図調査を行った際には1,495枚を調査しましたが、韓国側の同博物館での調査は、約3分の1の515枚を対象としており、その結果も我が国の調査とは全く異なるものでした。少なくとも我が国の調査の方が網羅的であることは明らかです。

ロ)「東洋海」や「朝鮮海」の呼称を「東海」の呼称と同 一視

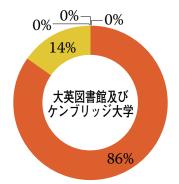
韓国側が行った古地図調査の結果では、「東洋海 (Oriental Sea)」、「朝鮮海 (Korea Sea、Sea of Korea)」を「東海 (East Sea)」と同一視し、これらの呼称が使われている地図の合計数と、日本海が使われている地図の合計数とを比較しています。「朝鮮海」と「東海」が異なることは言うに及びませんが、「東洋海 (Oriental Sea)」は「西洋から見た東洋の海」であるのに対し、「東海 (East Sea)」は「朝鮮半島の東側にある海」を意味するものであり、「東洋海」と「東海」も起源や意味が全く異なる名称です。

■これまで外務省の行った古地図 調査 (\*) 結果 (19世紀に作成された古地図に

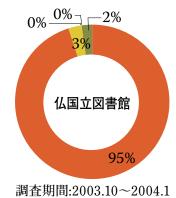
おける当海域の名称の使用比率)



調査期間:2004.12~2005.3 調査地図数:1213枚



調査期間:2002.12~2003.6 調査地図数:58枚



調査期間:2003.10~2004.1 調査地図数:215枚



(\*) 調査地図は、日本海海域に 何らかの名称が記載されて いるものを対象。

## 国連や米国を始めとする主要国政府も日本海呼 称を正式に使用しています。

### 1) 国連の方針

国連は2004年3月、日本海が標準的な地名であることを認め、国連公式文書では標準的な地名として使用されなけれ

ばならない、との方針を公式に確認しています。また国連事務局は併せて「いずれの立場にも与するものではないが、(日本海と東海の)併記は慣行を破ることから中立を維持できないこととなり、公平を担保するためにこそ、確立した慣行を維持する必要がある」との考えも表明しています。

### 2) 米国を始めとする主要国政府の方針

米国の政府機関である米国地名委員会は、「Sea of Japan」(日本海)が、当該海域について同委員会が認める唯一の公式的な名称であることを正式に決定した上でその旨を公表しており、米国のすべての連邦政府機関は「Sea of Japan」の使用を義務付けられています。また、その他の米国内の機関でもその使用が強く推奨されています。なお、英国、フランス、ドイツ、中国等の各主要国政府も、日本海の呼称を使用しています。



(国連事務局作成地図)

Familiar to munity

# 近年になって突然、日本海の単一呼称にごく一部の国から異議が唱えられ始めましたが、この主張に根拠はなく、我が国は断固反論を行っています。

1) 韓国等が日本海の名称に異議を唱え初めたのは、1992年 の第6回国連地名標準化会議が最初です。それまでは、二 国間でも、国際会議の場でも、日本海の名称に異議が唱 えられたことはありませんでしたが、突然、韓国等は日本 海の表記を「東海 (East Sea)」との呼称に変更するか、 あるいは日本海と「東海」を併記すべきであると主張して きたのです。

### 2) 韓国側の主張に対する反論

イ) 韓国側主張: 「日本海の名称は日本の拡張主義や植 民地支配の結果広められてきた。|

日本政府の古地図調査の結果、既に19世紀初頭には日本海の呼称が他を圧倒して使われるようになった事実が確認されています。この時期の日本はいまだ江戸時代で鎖国政策をとっており、このような日本海の名称確立に何らかの影響力を行使したということはありません。したがって、19世紀後半の「日本の拡張主義や植民地支配」によって日本海の名称が広がった、との韓国側の主張は全く妥当性がありません。また、最近では、7ページの4.で述べるとおり、韓国政府も、「日本海の名称が日本の拡張主義や植民地支配の結果広められたものではない」ことを認めたと評価できる調査結果を発表しています。

ロ)韓国側の主張:「日本海と『東海』の併記を勧告する国連及びIHOの決議がある。」

韓国は、日本海と「東海」との併記を勧告する国連及び 国際水路機関(IHO)の決議があると主張しています。 しかし、国連地名標準化会議決議Ⅲ/20(\*1)及びIHO 技術決議A.4.2.6(\*2)には、「日本海と『東海』との併 (\*1)【国連地名標準化会議決議Ⅲ/20「1か国以上の国家主権にある地物の名称」(1977年)】特定地物を異なる名称の下で共有する諸国は、当該地物に対して単独名称に合意に達するよう、できるだけ努力すべき旨勧告する。

更に、特定地物を共有する諸国 が共通する名称に合意するに至 らなかった場合、関係各国によっ て使用される名称が受け入れら れることが国際的な地図作製上 の一般ルールであるべき旨勧告 する。そのような名称の一ないし 一部のみを受け入れ、他を排除 する政策は、原則面で無定見で あり、運用面で不適当である。

#### (\*2)【IHO技術決議A.4.2.6 (1974年)】

2か国以上の国が特定の地形 (例えば、湾、海峡、水道、あるいは諸島)を異なる形の地名で 分け合う場合、これらの国は、第 することに対し、単一の地名確定 することについて合意に至るよう 好力すべきことを勧告する。これ の町が異なる公用語を有し、とが らの国が異なる公用語を有し、とが が異なるが異なる公用語を有し、とが が出来ないときは、当該国語のそれ ぞれによる形の地名を、小縮できない技術的理由のある場合を除 さ、海図及び書誌類に受け入れるべきであることを勧告する。 記を勧告」との記載は一切なく、そもそも両決議は、湾や海峡など2つ以上の国の主権下にある地形を想定したものであり、日本海のような公海には適用がありません。韓国の主張は、「太平洋」や「大西洋」に接している国の間で、一か国でもこれらの大洋の呼称に異議を唱えれば、複数の名称が併記されることを意味し、収拾がつかなくなることは明白であり、国際社会として受け入れられないものです。

また、前述のとおり、国連は、国連公式文書では標準的な地名として日本海が使用されなければならないとの方針をとっていることが公式に確認されており、IHOが出版している「大洋と海の境界」(S-23)でも、当該海域について日本海の単一表記が明示されていることからも、日本海と「東海」の併記を勧告する国連及びIHOの決議が存在しないことは明らかです。



3) 現在韓国国内で使用されている地図には、自国を中心にして、朝鮮半島の東側の海を「東海」、西側の海を「西海」、南側の海を「南海」と表記しているものもあります。我が国としては、韓国等が自国国内でこれらの名称を用いることに関知する立場ではありません。しかし、国際社会が現に使用してきている日本海の名称に替えて、韓国国内の名称にすぎない「東海」を国際的な標準名称にしようとする動きは、国際的な海上交通の安全面にも影響を及ぼしかねない混乱を生じさせるため、認めることはできません。日本海は国際的に確立した唯一の呼称であり、何ら争うべき余地はありません。国連地名標準化会議(UNCSGN)、国際水路機関(IHO)などの国際会議の場において、韓国等がこれらの主張を行った場合には、我が国としては断固反対しています。

## 最近では韓国政府も自らの主張の一部を撤回 したと評価できる調査結果を発表しました。

韓国建設交通部(現:国土海洋部)国土地理情報院という政府機関が2007年11月に発表した古地図調査は、従来からの韓国側の調査と同様の問題点(3.2)ロ)はありますが、「19世紀(1830年~)以後、日本海表記が急増するようになった」との記述があり、注目されます。この調査結果は5ページの3.2)イ)にあるとおり、韓国政府が、少なくとも、日本海の名称が「日本の拡張主義や植民地政策」によるものとの主張が誤りであり、それ以前から広まっていたことを認めたものと評価できます。